

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）

本年 8 月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また平成 29 年 6 月には、神奈川県内の東名高速道路において、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し、夫婦が死亡している。こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

警察庁は、平成 30 年 1 月 16 日に通達を出し、道路交通法違反のみならず、危険運転致死傷罪や暴行罪等のあらゆる法令を駆使して、厳正な取り締まりに取り組んでいるが、いわゆる「あおり運転」に対する規定がなく、防止策の決め手とはなっていない。今後は、あおり運転の厳罰化に向けた法改正の検討や更新時講習などにおける教育のさらなる推進及び広報啓発活動の強化が求められるところである。

そこで政府におかれては、今や社会問題化している「あおり運転」の根絶に向け、安全・安心な交通社会を構築するため、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上、厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう、早急に検討を進めること。
- 2 運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取り締まりが行われることについての講習もを行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などに、これらの事項を記載すること。
- 3 広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取り締まりの対象となることや、「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNS や広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：内閣総理大臣、国家公安委員会委員長 】

令和元年台風 19 号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書（案）

台風 19 号等の影響により東北、信越、関東、東海にかけて、河川の堤防が決壊した他、越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲に渡り多数発生し、各地に甚大な被害をもたらした。台風 15 号による被害の爪痕が残る地域では、追い打ちをかけるような事態となった。

政府においては、被災直後から迅速な救助・救出活動、避難支援などの応急対応とともに、早期復旧に向けた様々な取り組みに総力を挙げてきたところであるが、どこまでも「被災者第一」で、今後の生活支援、早期の住まいの確保、産業・生業の支援など、被災者に寄り添った支援が求められる。

また、水道や電気等のライフライン、鉄道や道路等の交通インフラの早期復旧、決壊した河川の堤防等では、二度と災害を起こさない「改良復旧」を強力に推進するとともに、ソフト・ハード両面にわたる復旧・復興に向けた総合的な支援策を強力に講じることを強く求めるものである。

記

- 1 被災者の 1 日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。
- 2 医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。
- 3 商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。
- 4 被災地の風評被害払拭のため、旅行商品・宿泊料金の割引等に対して必要な観光支援を行うこと。
- 5 被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。
- 6 「防災・減災、国土強靭化のための 3 か年緊急対策」の計画通りの遂行と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出会派：公明党 】

【 提出先：内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、
内閣官房長官、復興大臣、国家公安委員会委員長 】

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書（案）

あらゆる分野で女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する女性差別撤廃条約が、1979年国連において採択されてから40年が経ちました。日本は1985年に批准して、来年で35年になります。

現在、政府は女性の活躍を推進する一方で、社会は、DVなどの性暴力、男女賃金格差や非正規雇用の問題など、日本の女性差別の根深さは、明らかです。また、世界経済フォーラムが発表した各国における男女格差を測る「ジェンダーギャップ指数2018」でも、日本は、世界149か国のうち、110位といまだ低い状況です。

国連女性差別撤廃条約は、現在189か国が締結し、さらに条約の実効性を高めるために、1999年女性差別撤廃条約選択議定書が採択され、締約国のうち113か国が批准しています。

選択議定書は、個人通報制度と調査制度の2つの制度があります。個人通報制度とは、個人または集団が、同条約に定められた権利の侵害に対して、女性差別撤廃委員会に直接通報して救済を求めることができる制度です。調査制度とは、女性差別撤廃委員会が、通報に基づき調査や審議を行い、必要に応じて該当する締約国に対し勧告や、見解の提出を求める制度です。選択議定書は、女性の人権保障の「国際基準」として、条約の実効性確保に重要な役割を果たしています。日本が選択議定書を批准すれば、裁判所が、女性差別撤廃条約を裁判に適用するようになり、ジェンダー不平等を無くすための効力が一層強まることが期待されます。

国の「第4次男女共同参画基本計画（2015.12.25作成）」には、「女性差別撤廃条約の積極的遵守に努める」「女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准について真剣に検討を進める」と明記されており、さらに参議院で選択議定書の早期批准を求める請願が2001年から2016年の間に20回も採択されています。

国会・政府は、女性たちの声を真摯に受け止め、男女平等を実現し全ての人の人権が尊重される社会をつくるためにも、日本における司法制度や立法政策などの実施体制等の課題を早急に解決されるよう環境整備を進めるとともに、選択議定書を早急に批准するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

【 提出者：金子加代 兼本芳雄 川上直喜 永末雄大 田中武春 江口 徹
吉松信之 吉田健一 城丸秀高 平山 悟 佐藤清和 】

【 提出先：衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 外務大臣
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）】